

平成27年第8回教育委員会定例会議事録

平成27年5月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成27年5月27日（水）午後2時00分～午後2時43分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出隆安 委員 對馬初音
委員 伊井希志子 委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 徳嵩淳一 学担当 整備部長 大竹直樹
生涯学習スポーツ 和久井義久 中央図書館長 井山利秋
担当部長
庶務課長 岡本勝実 教育人事 藤江敏郎
企画課長
学務課長 正田智枝子 特別支援課 伴裕和
学校支援課長 朝比奈愛郎 学校整備課長 喜多川和美
生涯学習推進課長 本橋宏己 スポーツ振興課長 人見吉也
済美教育センター 白石高士 済美教育センター
所 長 統括指導主事 大島晃
済美教育センター 加藤康弘 中央図書館次長 吉川英一
就学前教育担当課長

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司
担当書記 小野謙二

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第47号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の改定について

(報告事項)

- (1) 平成27年度区立学校在籍者数等について(平成27年5月1日現在)
- (2) 特別支援教育推進計画の改定について
- (3) 平成26年度就学支援相談の結果について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 区立図書館の運営事業者の選定について

目次

議案

議案第47号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の改定について	4
-----------------------------------	---

報告事項

1 報告事項

(1) 平成27年度区立学校在籍者数等について（平成27年5月1日現在）	8
(2) 特別支援教育推進計画の改定について	10
(3) 平成26年度就学支援相談の結果について	12
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	14
(5) 区立図書館の運営事業者の選定について	15

教育長 ただいまから平成27年第8回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、馬場教育長職務代理者が欠席でございますが、定数を満たしておりますので、このまま議事を進めます。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議について、説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前のご案内では、報告事項のみの予定をしておりましたが、議案第47号「『杉並区教育ビジョン2012推進計画』の改定について」が提出されましたので、議案が1件、報告事項が5件となっております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、ただいま庶務課長から説明がありましたとおり、議案第47号が追加で提出されております。当議案につきましても、本日の委員会で審議したいと思っておりますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第47号につきましても、本日の委員会で審議することといたします。

それではまず、議案第47号の審議を行います。議案の上程、説明は事務局よりお願いをいたします。

庶務課長 議案第47号「『杉並区教育ビジョン2012推進計画』の改定について」を上程いたします。私からご説明をさせていただきます。

本件につきましては、ことし4月1日の教育委員会で案についてご決定をいただきました。その後、4月11日から30日間の区民等の意見提出手続を実施いたしまして、今般その結果等を踏まえて、正式に改定をするものでございます。

それでは、資料に基づいてご説明をいたしますので、かがみ文をご覧ください。まず1の区民等の意見提出手続の実施状況でございます。記載のとおり、意見の提出実績は、個人が8件、8人です、団体ゼロ件の総数8件、20項目の意見を頂戴いたしました。

次に2の提出された意見と教育委員会の考え方でございますが、別紙

1、2枚つづりのものをご覧ください。こちらに、いただいた意見、それに対する教育委員会の考え方、全てをまとめてございます。おめくりいただきまして、12、15、16、17、18と網かけの部分がございますが、この3カ所が区民の意見等を踏まえて修正をするところでございます。それ以外の白い部分のところは、教育委員会の考え方をお示しした内容でございます。

続いて別紙2でございます。こちらには、パブコメの意見等を踏まえた修正を2項目と、パブコメによらない修正18項目をまとめて示してございます。この合計20カ所を修正して、今回改定したいということになります。

それでは、別紙2の説明をさせていただきます。まず、第2章の目標Ⅲ「個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます」の今後の取組に特別支援教室の設置という記載がございますが、この特別支援教室につきましては、内容がわかるようにしてほしいとのご意見がありましたので、これに対しまして、注釈を追加することといたしました。その下の2つ目、第2章の目標Ⅳ「家庭・地域・学校が協力し、共に支える教育を進めます」の今後の取組についてです。コーディネート機能の充実の内容がわかりにくいというご意見と、新しい学校づくりは学校の統廃合のことなのかというご指摘がありましたので、記載のとおりの記事に修正いたしました。そのほか、パブコメによらない修正が18項目、この内容は主に指標にかかわる現状値の修正、あるいは簡易な文言修正などとなっております。なお、指標の現状値のほとんどが26年度ということで、実績が直近のものになっておりますが、公表の時期が秋口になっているものもございます。そうしたものに関しては、現状値が25年度のままとなっているものもございます。それから、第3章の目標Ⅶの2「図書館サービスの充実」です。4ページになります。こちらの「（仮称）図書館の電子情報サービス対応方針の策定」は、26年度としておりましたが、策定期期を見直したことに伴いまして、26年度が「方針の検討」というふうに修正をさせていただいて、27年度「方針の策定」といたしました。

それから別紙3、こちらが修正後の推進計画案の全文となっております。こちらにつきましては、4月1日にご説明したとおり、区の総合計画実行計画との整合性をとった上で、目標のⅠからⅦについては、前計画と変更せず新たな課題に対応して、全41事業、重点事業11、新規

事業8となっております。詳細につきましては、前回ご説明させていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、表紙の1枚目に戻っていただきまして、4、今後の主なスケジュールでございますが、来週6月8日に区議会の文教委員会に報告いたしまして、6月11日の『広報すぎなみ』、そしてホームページ等により公表していきたいと考えております。また、先ほどご説明いたしました区民の皆様からいただいた意見に対する教育委員会の考え方、これは全てと、それから今回改定いたします計画本文をあわせて6月11日から30日間、閲覧場所であります庶務課、区政資料室、図書館、区民事務所でも内容を公表していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

對馬委員 特にどうということではないのですが、この区民からのご意見を見ていると、この特別支援教室の内容がわかるように記載してほしいというのが具体的にありますが、このほかにも、例えば区費教員とか、ICTの事業であるとか、そういった部分にやはりこちら側の説明不足によってご理解いただけていない部分があるのかなという感じがいたしましたので、それは私も含めて、もっとわかっていたできるようにしていかなければいけないなと思いました。

事務局次長 ありがとうございます。これまでも、私どもは毎年度『杉並区の教育』という冊子を配布、公表するなど、様々な説明の場面を心がけてきたつもりではありますが、今、對馬委員がおっしゃっていただいたように、まだまだ不十分なところもあるかと思っています。そこで、今後も例えば学校ICTについて教育報の中で、何回かのシリーズに分けて、より理解を深めていただくような、共有ができるような取組を行っていきたいと考えているところでございます。

庶務課長 ほかに、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

折井委員 先ほど、對馬委員のお話に出ました宣伝不足というか、説明不足の一文に入ってしまった区費教員のことなのですが、息子が小学校に入学して、実際30人クラスで、それが当然と私たち保護者は思っているのです。でも、違う区に行ったり違う自治体に行けば、違う人数でやっているということが、やはり与えられた環境と普通に思ってしまう

ので、でもそれを実現するために、どういうことがなされていて、どういう努力だったりどういう配慮がなされているかということが、どうしても保護者側からしてもわからないままということがあるので、ぜひこの方たちがいてくれて、かつそういう採用をしているからこそ、少人数クラスで目が行き届いて、丁寧なこの教育ができているのだということをもまずは保護者の方にやはり広く知ってもらおうというようなことが大事なのかな。どうしても普通とってしまうことの感覚があるので、今後ともそういったことに対して、こうやっているのですよということをもっとあまり控えめにならずに言っていくといいのかなというふうに思いました。感想です。

事務局次長 重ねてありがとうございます。先ほど對馬委員のご意見にお答え申し上げましたけれども、加えて申せば、私ども本当にいろいろな機会があるというふうに思っています。先ほど申し上げた教育報もそうですし、教育委員会ホームページもあります。それに加えて、例えば小学校も中学校もPTAの関係者の方を含めて、いろいろと直接面と向き合ってお説明の機会がありますので、そうした保護者、PTAの関係者の方々のご意見を伺いながら、例えばこういうテーマについて少し理解を深めたいということがあれば、そういったリクエストにきちんと応えていくというような努力を重ねていきたいと思っております。

教育長 今、對馬委員の方からお話がありましたけれども、その独自教員とか、あるいは区費教員というのは、言ってみれば法令等で規定された用語ではないわけです。つまり、義務標準法とか給与負担法に基づいて、日本の場合には県費で負担する教員、杉並は東京都ですので、都費という形になりますけれども、その給与負担をどこがしているかということと、もっと厳密に言えば、任命の権限をどこが持っているかというこのところが、いわば業界用語のような形で県費負担教員とか、都費負担教員とか、あるいは区独自教員という形でいっているわけですが、この教員の身分としては杉並区の職員ですので、地方公務員としての身分を有しているわけですが、たまたまいわゆる義務標準法に定められた都費負担教員と、それ以外の基礎的自治体が独自に給与負担をして、雇用をしているいわば区費負担教員とでも言えば適当なのかもしれませんが、そういった雇用、任免の構造が2種類にわたっているということは、これは子どもには別にそこまで明らかにしていく必要はありま

せんけれども、制度上はそういうふうになっているということを知りやすくしておく必要はあるかなというふうに思います。

これは学級定数が認可制から報告制にかわった段階で、基礎的自治体が給与負担をして教員を雇用した場合には、それを原資として学級編制を行っても構わない、つまり学級数の許認可は県教委、都教委に対しては報告制にかわりましたので、給与負担さえ自前でやれば学級の編制は自前でできることになっています。そういったメリットを生かして、少人数編制、つまり30人程度学級と称する部分、学級編制を行ったりとか、それからあるいは小学校の理科を専門的に教える教員を配置して、それに必要な教員の数を確保していくといった制度ができているわけで、先ほど対馬委員はどこにいても同じようになっているわけではないというご指摘がありましたけれども、全くそのとおりで、教員の給与を自治体、杉並区が負担することによって、こういう環境が維持されているということは、わかりやすく説明していき、区民の理解をより求め、支持をいただいていくということをしていく必要があると改めて思いました。

庶務課長 それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第47号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第47号は原案のとおり可決いたします。

引き続きまして、日程第1、報告事項の聴取を行います。

事務局からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「平成27年度区立学校在籍者数等について（平成27年5月1日現在）」学務課長からご説明いたします。

学務課長 私から、平成27年5月1日現在の平成27年度の児童・生徒数、学級数について、今回区立子供園を含めてご報告をさせていただきます。

まず、1番の概要。区立子供園の在園児数につきましては、3歳児クラスが110名、4歳児が184名、5歳児が256名、6園全体で550名となっております。学級数は(2)の①に記載がございますけれども、19学級でございます。次に小・中学校につきましては、前回と変更になった部分についてご報告をいたします。小学校では、(1)の②のところで、通常学級の人数が1万8,865人、前回の報告に比べまして74人の増で、学

級数は673学級でございます。次に中学校では、通常学級の人数が6,423人、前回の報告に比べまして9人の増で、学級数の変更はございません。最後に済美養護学校につきまして、(1)の③の部分に記載しておりますが、中学校の生徒数が1名減で37名となっております。今回の児童・生徒数は学校基本調査の算定基礎となる人数であり、4月8日から5月1日までの転出・転入による異動のほか、ふだんはインターナショナルスクールやフリースクールなどに通っている児童・生徒を含めまして、学籍がある児童・生徒数の人数となっております。

大きな2番以降は裏面に続きまして、各学校の学年別の児童・生徒数、学級数の一覧を記載しております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

伊井委員 ここ数年の流れとして、全般にお子さんが増えているような、流入しているような。杉並は手厚いということで増えているのを保育園の先生からよく言われたことがあります。その見通しとして、ある特定の学校で、学級数とかそういうことも含めまして、全体的な見通しとしては今の校舎とか地域の状況の中で、今の杉並のビジョンが計画どおり進めていかれるような膨らみ方というのでしょうか、そこらあたりは大丈夫なのでしょうか。

学務課長 実際、委員のご指摘のとおり、児童・生徒数微増ということで私どもも把握しております。学校希望制度が廃止になりまして、27年度からは指定校の変更ということで、地域に根づいた学校を目指していくような方針でありますけれども、現状の各学校の変更も踏まえまして、必要な場合には施設の改築、改修とか、そういったことできちんと対応してまいりたいと考えてございます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、1番の報告事項は以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項2番「特別支援教育推進計画の改定について」、特別支援教育課長からご説明させていただきます。

特別支援教育課長 私から「特別支援教育推進計画の改定について」ご報告をいたします。

杉並区教育ビジョン2012のもとに策定している特別支援教育推進計画

について、今回教育ビジョン2012の推進計画とあわせて改定をいたします。

改定の基本方針といたしましては、まず目的ですが、本計画は前計画を基本的に継承しつつ、これまでに取り組んできた特別支援教育の推進状況、また国・都の動向などを踏まえて、特別支援教育の質のさらなる向上を図るということを目的としています。

計画期間は27年度から29年度までの3年間です。

主な内容といたしまして、25、26年度の前計画を継承して、3つの視点、5つの推進プランを柱とした体系としてございます。計画案の本文の7ページの方に記載をしておりますが、3つの視点と5つの推進プランのもと、主な事業として27の項目を挙げてございます。今後はこの事業の着実な実施に努めて計画を進めてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールといたしましては、文教委員会への報告の後、校長会、保護者会、PTAの会などに説明し、様々な機会、手段で計画の周知・啓発に努めてまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

伊井委員 この計画を拝見して、後ろの方に用語の説明もついてて、正直なところ、私自身がすごくわかりやすいというか、見ながら、全面的に読ませていただいて、本当にこれから実現していくような社会になっていったらいいなということを思いながら拝見させていただきました。

身近なところでいいますと、本当に小さいころから、ご自分のところのお子様のことに気づき、本当に適切なお指導を受けたりしたお子さんが、大きく成長した姿を目の当たりにしていると、本当に教育委員会事務局や学校の方々がこのような計画に基づいて、きめ細やかに対応していただけることによって、本当に子どもたちの未来が明るくなっていくような気がしています。これは特別支援教育ということで位置づけられていますけれども、子ども一人ひとりということを考えますと、今本当に一人ひとり家庭環境とか、それから個性の面で、すごくいろいろなお子さんがいるなということを感じています。ぜひ保護者の方も巻き込んで、まだまだ伝わっていない部分もあるかと思いますので、学校と協力していただいて、保護者の方への啓発と、講演会などをやって、それで

すぐに相談に行ったような場面も拝見しているので、やはり知っていただくこととか、投げかけていくことはすごく大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

特別支援教育課長 ありがとうございます。地域・関連機関との連携した支援体制という項目もございまして、そこでも保護者、地域に対する理解・啓発に取り組んでいくことを計画しておりますので、伊井委員のご指摘のとおり、地域への周知にも努めてまいりたいと思います。

事務局次長 ちょっと補足させていただきます。今、委員からありましたことは非常に重要な視点だというふうに思っています。この計画をつくり上げていくプロセスの中でも、保護者の皆様のご意見もいただいたような場面もあったかと思っています。それで、何より大事なものは、特別な支援が必要な子どもたちとその保護者だけでなく、広くこうした取組の意義を周知していくことが重要だと思っておりますので、この計画改定後、しかるべく、PTA協議会等の場面を活用させていただきながら、そういったご説明もして、理解と共有の輪を広げていくという取組を進めていくことにさせていただきます。

庶務課長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

教育長 特別支援教育の大きな流れは、やはりインクルーシブ教育、この方向性で、これからさらに自立を図っていくということは、これは大方共通理解されたというふうに見ております。ともすると、特別に行う教育という形に受け取りがちですけれども、特別な支援を行うことによって、ハンデを持たない子どもたちと一緒に学んでいくことも可能ですし、あるいは一緒に学んでいくことが不可能であるとするれば、それをほかの方法で保証していかなくてはなりませんので、いずれにしましても一人ひとりの子どもたちが、その障害特性に見合った教育を受ける場所の確保、それから内容、方法についてさらに議論を深めて、子どもの支援教育の充実につなげていきたいというふうに考えています。

特にこの10年間、この情緒障害教育に該当する児童・生徒の数というのは非常に増えてきております。これは今後ますますこういった特別な支援を要する子どもたちに対する教育の内容、方法、あるいは施設や設備、人的な配置ということについても、十分考えていかなくてはならない。もう既にこの10年間の傾向を見れば、これからこういった傾向は一定程度継続していくというように思われますので、ぜひそういったこと

にも広く知見を集めて、対応していきたいというふうに考えます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項3番「平成26年度就学支援相談の結果について」、引き続き特別支援教育課長からご説明を申し上げます。

特別支援教育課長 では、就学支援相談の結果についてご報告をいたします。

教育支援委員会を開催した回数でございますが、検討会議・臨時会合わせ26回開催いたしました。なお、括弧内は25年度の数字となります。25年度は37回で前年度に比べ11回開催数が少なくなっておりますが、これは開催手順を効率化して1回あたりの検討件数を増やした、その結果開催数が減ったということになってございます。

支援委員会の検討結果と、入学先についてですが、まず（1）の小学校入学児童についての検討結果の表をご覧ください。表の縦の列が検討結果、左にあるのが実際に入学した学校の種別で、横の列がそれぞれの入学数となります。総合的判断、検討結果の特別支援学級が適していると判断した人数につきまして、21名。その結果、通常の学級に入学した人は1名、特別支援学級に入学した人が20名という見方となります。検討の結果、55人の方を検討いたしました。25年度に比べ3人増えたという結果でございます。

（2）の中学校進学についての検討結果ですが、小学校の教育は1行目、在籍小学校の欄を設けて、小学校時代の在籍がわかるように工夫をしております。在籍小学校、通常学級の総合的判断、特別支援学級の欄をご覧ください。小学校では、通常学級に在籍していた10名について検討した結果、特別支援学級が適していると判断した方が10名、その結果特別支援学級に入学した方は10名となっております。これは継続して、就学相談の回数を増やし、丁寧な対応を行ってきたことなど、これまでの取組の結果があらわれたものと考えてございます。検討人数は合計で46名。25年度に比べ3名増えてございます。

（3）転学・転入についてですが、転学は区立学校から、転入は区外からという区分けになってございます。26年度は32名の方の検討を行い、25年度に比べ13名増えてございます。

裏面をご覧ください。情緒障害通級学級を申し込まれた方の検討を行

う、情緒部会の開催数でございます。26年度9回、25年度14回と5回開催数が少なくなっていますが、理由は同じく手順の効率化ということでございます。265人の方の検討をし、その結果、通級を開始した方が262名、通級に至らなかった方が3名、また退級者は小学校で11名、中学校で14名という結果でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

伊井委員 先ほどのことにもつながっているのですけれども、つい最近なのですけれども、月森先生の講演会に個人的に伺ったことがありまして、終わった後質問する方が、皆さんすごく公にというか、たくさんの方がいらっしゃる場だったのですけれども、ご自分のお子さんのことをすごく率直にご相談される質問とかが重なっていて、これだけオープンになってきたということを経験したとすごく痛感いたしました。これまでの皆さんのご尽力とかご努力がそういうふうにつながってきていると思うのですけれども、一方で、私ではありませんけれども、最近お孫さんができた方が杉並区にお住まいで、それで1カ月後くらいに個別相談に来ていただいて、自分のところは家族が3世帯一緒に住んでいるけれども、孤独というか、本当に保護者、ママだけで育てていらっしゃるところは、ぜひ訪問をしていただいて、どこに相談していいかがわからないというところが悩みだったりするのを個々に対応していただいているという方向性はすごい伝わってきて、今後もぜひ、その核家族になって大分時間がたっていますけれども、まだまだ孤独で育てたりということもあると思いますし。このたくさんの方々がご相談に来る、それだけ正確な、適切なお対応をしていただけるということで、ぜひこれからもよろしく願いいたします。

特別支援教育課長 ありがとうございます。ことしから就学相談と教育相談をあわせて両方の情報共有できるようにということで、より丁寧な相談ができるような体制をとっておりますので、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと思います。

庶務課長 ほかにご意見よろしいでしょうか。

對馬委員 1の(1)のところで、(2)の中学校の方は判断されているところにほぼ進学されているようですが、小学校の場合、特別支援学級

と特別支援学校に判断されている方が3名通常の学級に、また特別支援学校の判断の6名が特別支援学級に進学されているようですけれども、このあたり、学校で必要なフォローをするとか、そういった部分はどうなっているのか教えてください。

特別支援教育課長 入学してから必要なことがあれば、学校の方からも介助員とかの要請がありますので、そういった対応をしているところでございます。

對馬委員 判断されても、行きたいところを保護者の方が選んで進学されているのだと思うのですけれども、やはりその子にとって、できるだけいい支援体制の中で学習していただけるといいなと思っております。

折井委員 同じ質問だったのですけれども、2つ目が裏面の2番の(1)、教育支援委員会の情緒部会検討結果の一番下のところに、退級者の方が小学校・中学校、それぞれ11名、14名ということなのですが、これはどのような形での退級者というのが多いのか、またどんなケースがあるのでしょうか。

特別支援教育課長 情緒障害通級学級の場合、1年1年目標を定めて通級をしておりますので、その目標が達成できたので、もう次の継続は必要ないという方、またあとは区外に転出をされる、そういう方がいらっしゃいました。

庶務課長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは平成27年4月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告をいたします。

使用承認一覧の中段のところに4月分合計がございます。件数の合計は46件、内訳ですが、定例が41件、新規が5件でございます。共催は11件、後援が35件となっております。

新規のものでございますけれども、生涯学習推進課、こちら新規・後援が2件でございます。2ページでございます。団体名・事業名につきましては、1つ目は「お産とおっぱい・おしゃべり会」の「第11回子育てフリマ&ママ楽フェスタ」。2つ目が「NPO法人西荻まちメディア」の「西荻薪能2015」でございます。

あとは済美教育センターの方で、新規の後援3件ございます。ページは9ページでございます。団体名、事業名が「日本公民教育学会」、「第26回日本公民教育全国研究大会」。2つ目が「NPO法人杉並で能楽を楽しむ会」、「能ってな〜に」。3つ目が「NPO法人日本伝統芸能振興会」の「こども・若草歌舞伎公演（及び稽古）」でございます。

新規については後援5件ということで、4月分の承認についての報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項5番「区立図書館の運営事業者の選定について」、中央図書館次長から説明をさせていただきます。

中央図書館次長 私からは「区立図書館の運営事業者の選定について」ご報告いたします。

13館あります図書館のうち、中央館を含む10館で指定管理と業務委託期間が今年度に満了いたします。図書館では、実行計画や施設再編に基づく今後の改築、改修、電子情報サービスの対応などを検討いたしております。こうした状況を踏まえまして、当面現在の運営形態を維持することとし、来年度からの事業者の選定を進めていきます。

まず指定管理館でございます。対象施設、3地域6館のうち、阿佐谷グループと高井戸グループは、指定期間を5年間とします。これに対しまして、方南・和泉グループは施設再編整備の取組などの兼ね合いを考慮いたしまして3年間といたします。選定方法でございますが、いずれも公募型プロポーザル方式によります。

次に業務委託館です。中央図書館は、平成29年度に改修設計を行うことを踏まえまして、2年間の長期継続契約といたします。これに対しまして、中央図書館以外におきましては、平成28年度から30年度までの3年間の長期継続契約といたします。

今後の主なスケジュールです。8月に指定管理者の公募を行います。9月に指定管理者の選定、そして11月の第4回区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出いたします。同じ時期に委託事業者の公募を行います。翌年28年1月に委託事業者の選定を行います。そして、4月より各館の運営開始を行いたいと思います。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

對馬委員、お願いします。

對馬委員 基本的なこと、まず指定管理館と業務委託館の違いを教えてください。それから、指定管理館と業務委託館に分けている、2種類をやっているということの説明をお願いいたします。

中央図書館次長 指定管理館と申しますのは、業務仕様書に基づく独自の判断で、包括的に事業を含む施設の管理を行っていただきます。これに対しまして、業務委託の方は、委託内容に基づきまして事業などの業務について一定内容を独自の判断で行っていただくようにいたしております。

指定管理と業務委託なのですが、まだ利用者の方からいろいろな調査の方を行っているのですけれども、どちらも一応好評でございまして、これからどういう運用をしたらよろしいかということを見計らっている状況でございます。

以上でございます。

對馬委員 なぜ、ここに出てくる全館が指定管理とか業務委託の一方だけではなくて、この館は指定管理とかこの館は業務委託、直営館もありますけれども、そういうふうに分けているのか教えていただけますか。

図書館次長 この件につきましては、これまでも検討を行っているのですが、まだなかなか定まってございませんので、引き続き方向性を探っていきたいと考えております。

事務局次長 私どもも、この間悩んできているというのが率直なところです。というのは、確か平成15年度頃に地方自治法の改正で、指定管理者制度という新たな管理の仕組みがでてきました。これは民間ならではのサービスの向上と効率的な運営。こういった大きな2つをいかにやっていくかということがテーマでした。ところが、例えばスポーツ施設などと違って、図書館の場合は法律で利用料金が無料ということもあって、その指定管理者制度の中で、なかなかそのメリットが最大限に生かし切れない悩ましさがあります。一方で、業務委託の場合は、区の直営館と同様の運用を図っているところですが、それをプロポーザル方式によりサービスの向上の視点も取り入れてやってきました。ですから、そうい

う図書館の特殊性というところと、サービスをいかに向上し、効率的に運営していくかということについては、いろいろと今の制度の中でどこが一番いいのかということがなかなか難しいところです。今回こういった形で今の運営形態を継続しますけれども、この期間を有効に使って、今後の運営のあり方を引き続き検討していこうと考えているところです。

対馬委員 ありがとうございます。多分図書館って、そんなに2年とか3年とかでころころ委託者とかがかかわるといのはあまり望ましいやり方ではないと思いますので、十分に検討してなるべくいいサービスを提供できるようにしていただけたらと思います。

庶務課長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項は以上となってございます。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何かほかに事務連絡事項はございますでしょうか。

庶務課長 次回の日程でございますが、6月10日水曜日午後2時から定例会を予定してございます。よろしくお願いたします。

教育長 それでは、これで本日の教育委員会を閉会いたします。